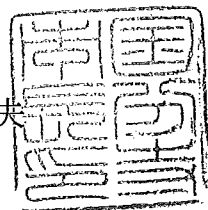




都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条（権利変換の処分）第1項の規定により、国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を次のとおり告示する。

平成25年1月31日

国分寺市長 星野信夫



- 1 第一種市街地再開発事業の名称
国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
国分寺市
- 3 事務所の所在地
国分寺市本町三丁目2番17号
- 4 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
国分寺市本町二丁目，三丁目及び四丁目の一部
- 5 権利変換期日
平成25年2月20日
- 6 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成25年1月30日